

■会議結果報告書■

会議名称	第11回札幌市子どもの権利委員会
日時・会場	平成23年2月23日（水）16：30～18：00 市役所18階第一常任委員会会議室
出席委員	10人出席
次回開催	未定（5月頃を予定）

議題	概要等
<p>1. 議題</p> <p>(1) 札幌市子どもの権利に関する推進計画（素案）に対する市民意見募集結果の報告について</p>	<p>○資料3に基づき事務局から説明（委員からの意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体からの意見が三つあるが、どのような団体なのか。 （→事務局：市民団体や子どもに関わる活動をしている団体である。） ・他のパブリックコメントと比較して、意見数は多い方なのか、少ない方なのか。 （→事務局：一概には言えないが、札幌市では、年間10～20件程度パブリックコメントを実施しており、意見数は数件といった場合から100件単位の場合もある。それらと比較すると、意見数としては多い。） ・修正点4にあるフリースクールなどの民間施設との連携や、修正点5にある子どもアシストセンターの運営における子どもが相談しやすい体制の維持、関係機関との円滑な連携協力を具体的に実行してもらいたい。 ・推進計画案のP29「プレーパーク事業の推進」の「自分の責任で自由に遊ぶ」との説明書きに対し、子どもから、「自分が遊んでいて誰かにケガをさせてしまったときに、子どもには責任はとれない」という正直な意見が寄せられている。計画の記載はこのままでよいが、今後実施に際してパンフレット等を作成する場合は、もう少し分かりやすくしてもらいたい。 （→事務局：子どもアシストセンターについては、子どもが利用しやすいようにする取組を実践していく中で、今回の意見も参考しながら進めていきたい。フリースクールについては、連携や具体的な支援のあり方について、どうあるべきか札幌市全体で考えているところであり、それらを踏まえて取り組んでいきたい。プレーパークについては、今後作成する資料では、誤解を招かないよう、表現に注意していきたい。）
<p>(2) 札幌市子どもの権利委員会の今後の活動について</p>	<p>○資料5に基づき事務局から説明（委員からの意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発は大事なテーマだが、中学生が自殺した事件などについて、この委員会で議論した方がよいのか、このような事件があったときに何がこの委員会に求められているのかを確認したい。 ・この事件に対して、例えば子どもアシストセンターが、親族に対してその後のフォローやケアをもし行っているのであれば、伺いたいと思っていた。 （→事務局：委員会の位置づけとしては、札幌市の取組や施策が子どもの権利の推進という観点にかなうものになっているかを話し合っただき、そのことが計画の実践や市のとるべき施策の方向性につながると考えている。） ・次回の委員会で子どもの権利救済機関の運営状況についての報告を受けることになっている。その際に、委員会として、子どもの権利が守られる形で公正に機能されているかを検証できると理解してよいか。 （→事務局：個々の具体的なケースへの対応や運営の基本的な考え方自体は、救済機関において、日々行われているが、運営状況について報告する中で、力を入れるべき点などについて委員会としての意見をいただくことはあると考える。） ・委員会として、個別的な事件に対して、その都度話し合うことはあってもよいと考えるが、それについて役割を具体的に固定して議論する委員会ではないと推察する。 ・残り3回程度の委員会の中で、広報啓発に力をいれるという方向性はよいが、誰に向かってどのような啓発をするのか絞り切れていないので、さらに具体的に見えると議論をしやすい。 （→事務局：次回の委員会では、整理したものを示し、議論いただくようにしたい。） ・資料3の3Pの18番と、6Pの38番について、どちらも典型的な誤解のように感じるため、このような誤解を解きほぐすための広報ということが留意点としてあってよい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4の5Pの修正点5について、子どもアシストセンターについて子どもから「電話したところで何がかわるのか」と正直な意見があるが、子どもアシストセンターが、どう関わり、どう問題を解決したかを、なるべく一般化して広報することで、信頼感を得られると思う。このように、パブコメの意見の中で生かせるものは、生かしていただきたい。 ・子どもの権利の侵害が起きた場合、この委員会の中で議論することがあってもよい。 ・広報の中に、スクールカウンセラーのコラムなどがあると、読んだ子どもが何か変わっていくのではないか。 ・子どもの視点で広報と言っても、子どもの目に届かなければ広報にはなり得ないので、本当に子どもの視点で情報発信ができているのか考えた方がよい。 ・なぜ、札幌市が子どもの権利条例をつくる必要があったのか、市の主体的な意図があまり感じ取れない。子育て家庭、家族、社会、学校や教育現場の全てが一体となって子どもの育ちを支えていって初めて子どもの権利が実現していくと思う。今取り組んでいることについての札幌市の主体的な意図が前面に出ないまま広報をしても切り売りになってしまうので、この部分を広報する必要がある。 ・侵害を受けている子どもや不適切な環境にある子どもを救済するのは条例がなくても当然のことである。条例のイメージとしては、このまちが子どもを大切に、生き生きと子育てができ、大人も子どもも笑顔で住みやすいまちになっていくというもの。 ・学校では、一学級当たりの人数が多く、子どもにもストレスになっている。また、子どもを救うためには大人が変わらなければ救えない状況がある。 ・子どもの権利の広報については、子ども向けだけでは済まず、当然大人に対しても広報活動を展開する必要がある。 ・子どもの権利が守られるということは、大人である自分たちも守られているのだという連動性を表現をしないと伝わらない。 ・親への支援は市の施策全体で当然に行われるべきもので、その中には子どもの権利も含まれていると思うが、子どもの権利に光を当て、何とか保護していくということが子どもの権利を問題にするときの視点であり、啓発をする際には、子どもの権利が一番重要なのだという視点はあった方がよい。 ・権利侵害とは、強い者が弱い者の権利を侵害するものであり、子どもの権利を考える場合には、大人が権利侵害の加害者になりやすいということを押さえておくことが非常に大事である。大人に対しては、この意識をせずに子どもの権利保障と言いがちなので、特に気をつけていかななくてはならない。 ○委員長より、委員会の運営について、提案 <ul style="list-style-type: none"> ・行政側からの問題提起を待つだけではなく、委員会として主体的に問題提起をし、そのことについて議論をしていきたいと考えるが、いかがか。 <ul style="list-style-type: none"> → 異議なし ○事務局：委員会の運営に当たり、事務局に対して意見があれば伺いたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条例について、市民にとってプラスになるような運営がされているかということをチェックするのがこの機関であると考え。実感として伝わってこないものがあれば、それに対して意見や提案をさせていただく。個別の事件についての検証は他の審議会等でも行っているのでもっと広い視野で、まちづくり、子どもの幸せ、子育てに携わる多くの人の現状について考えていくのがよい。 ・今回の意見なども踏まえて、次回の議題については、少し事務局で検討していただきたい。
2. その他	<p>○事務局：次回委員会は4月から5月の連休前後を考えており、日程については改めて調整させていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>